

# 告 示

## 埼玉県告示第六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県狭山市大字笹井字金井上五百六番一の一部及び五百三十五番の一部）

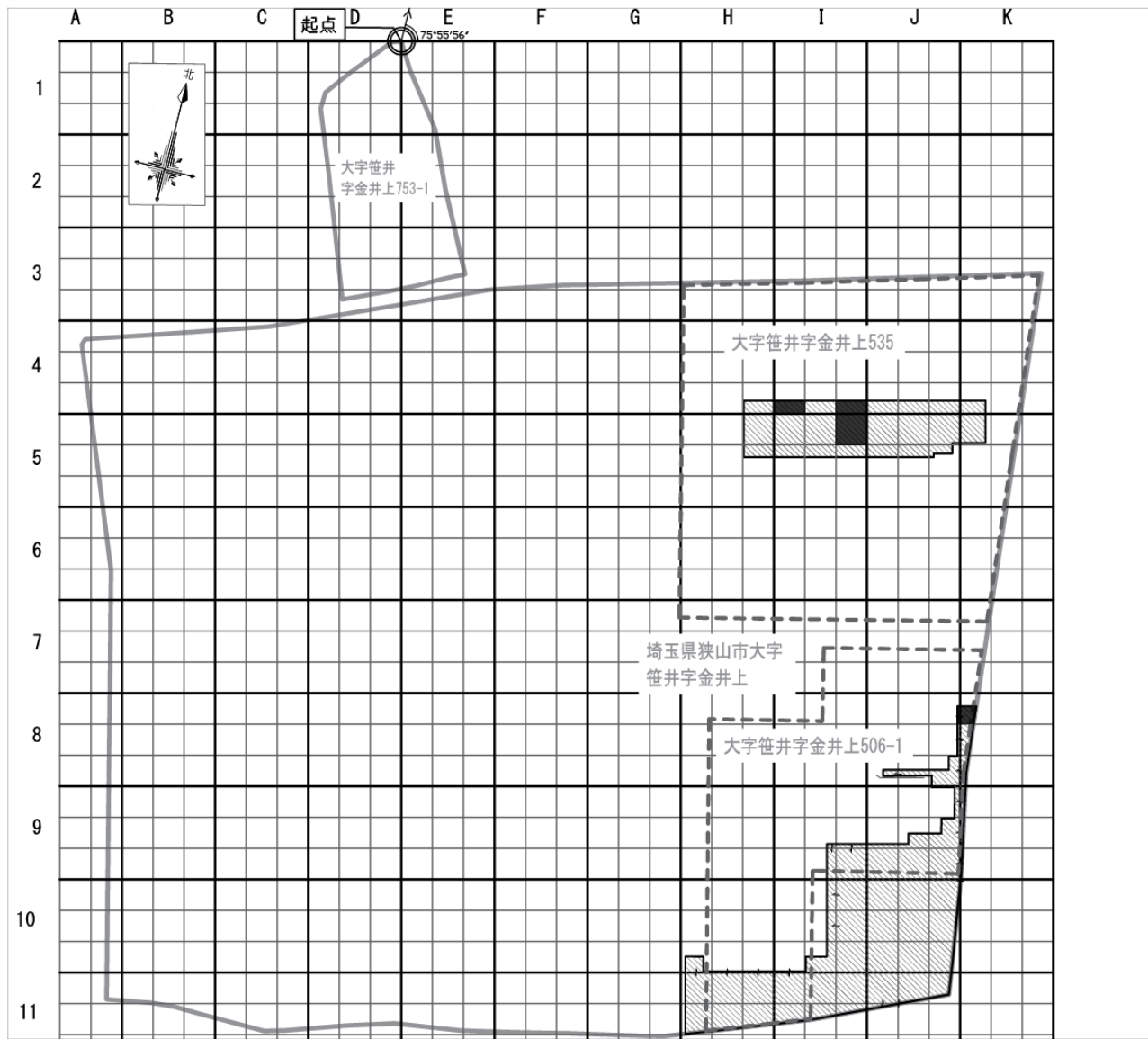
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



- 要措置区域に指定する区画
- 対象地(敷地範囲)
- 形質変更範囲(掘削範囲)
- 区画統合
- 地番境界

格子の回転角度  
75度55分56秒

起点は  
埼玉県狭山市大字笹井字  
金井上753-1  
の最北端とする

